

1 調査地（鎌倉市台二丁目 13 番 1）



(出典元：国土地理院)

2 環境基準超過物質の性状等

○ カドミウム

常温で銀白色の柔らかい金属で、メッキの原料をはじめ、塩化ビニル樹脂の安定剤やプラスチック・ガラス製品の顔料など、さまざまな用途に使われてきました。

人体に長期間にわたって取り込まれると、障害を生じさせることが知られています。中毒の事例として、鉱山から排出されたカドミウムに汚染された地域で発生したイタイイタイ病があります。

○ ジクロロメタン

塩素を含む有機化合物で、常温で無色透明の、水に溶けやすい液体です。不燃性で、ものをよく溶かし、揮発しやすい性質があります。金属部品や電子部品の油の除去や、医薬品や農薬の製造における溶剤、エアゾールの噴射剤など、広く利用されています。

口から取り込んだ場合については、十分な発がん性の知見は得られていません。国際がん研究機関はジクロロメタンをグループ2B（人に対して発がん性があるかもしれない）に分類しています。

○ 四塩化炭素

炭素と塩素からなる有機化合物で、常温では無色透明の液体で、揮発性物質です。不燃性であり、消火効果が高い薬剤として古くから知られ、また溶剤、機械洗浄剤の原料などとして使われてきました。

マウス及びラットの実験で、肝臓腫瘍の発生が認められています。国際がん研究機関は四塩化炭素をグループ2B（人に対して発がん性があるかもしれない）に分類しています。

○ クロロエチレン

クロロエチレンは、ポリ塩化ビニルなどの合成樹脂の原料として使われています。

国際がん研究機関によりグループ1（人に対して発がん性がある）に分類されています。

○ 1,2-ジクロロエチレン

1,2-ジクロロエチレンは、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和であり、シス-1,2-ジクロロエチレンは、常温では無色透明の液体で、揮発性物質です。かつては熱可塑性の合成樹脂などを製造する際の溶剤などとして使われていました。

毒性については、マウスの骨髄細胞を使った染色体の異常を調べる実験などで、陽性を示したと報告されています。

○ トリクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、常温では無色透明の液体で、揮発性物質です。さまざまな有機物を溶かす性質があり、不燃性であるため、機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められています。

○ テトラクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、常温では無色透明の液体で、揮発性物質です。引火性が低く、容易に油を溶かすため、精密機器や部品の加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。

高濃度のテトラクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められることがあり、比較的低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が現れることがあります。

○ ベンゼン

常温では無色透明の液体で、揮発性物質です。基礎化学原料として多方面の分野で利用されています。

変異原性の試験で染色体異常が報告されており、総合的に判断して遺伝子に対する障害性があると考えられています。国際がん研究機関はベンゼンをグループ1（人に対して発がん性がある）

【参考】

に分類しています。高濃度のベンゼンを長期間体内に取り込むと、造血器に障害を引き起こすことが報告されています。

（参考：事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン 公益財団法人日本環境協会、リスクコミュニケーションのための化学物質ファクトシート 環境省）